



愛媛県報

平成17年 2月25日金曜日 第1636号

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇

○ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の許可申請の概要……………	205
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要……………	207
○ 民生委員の定数の一部改正……………	207
○ 土地改良区役員の就退任の届出（3件）……………	208
○ 土地改良区役員の退任の届出……………	209
○ 土地改良区役員の清算人の退職の申出……………	209
○ 建設業者の許可の取消し……………	209
○ 愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止……………	210
○ 公有水面埋立免許の出願……………	210
○ 道路の供用開始（県道壬生川丹原線）……………	211
○ 道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）……………	211
○ 道路の区域変更（県道美川松山線）……………	212
○ 道路の区域変更（県道和気衣山線）……………	212
○ 道路の供用開始（ " ）……………	212
○ 道路の区域変更（県道辰巳伊予和気停車場線）……………	212
○ 道路の供用開始（ " ）……………	213
○ 道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）……………	213
○ 道路の供用開始（県道無月宇和島線）……………	213
○ 都市計画の変更（一部変更）……………	213
○ 開発行為に関する工事の完了……………	213

公 告

○ 愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送……………	214
-----------------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 428 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
代表取締役社長 渡邊光廣
- 事業場の名称及び所在地
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号

3 特定施設に関する事項

(1) 銅めっき装置6号

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66号 電気めっき施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり161キログラム処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後2ヶ月	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0～3.0 最大 2.0～3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 12
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.4 最大 2.1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
		通常 345 最大 364

(2) 銅めっき装置7号

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第66号 電気めっき施設
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり161キログラム処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後2ヶ月
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連 続

特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0～3.0 最大 2.0～3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 12
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.4 最大 2.1
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 未満 最大 1 未満
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 345 最大 364

(3) 銅めっき装置 8号

特 定 施 設 の 種 類		政令別表第1 第66号 電気めっき施設
特 定 施 設 の 能 力		1日当たり161キログラム処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着工後2ヶ月
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連 続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0～3.0 最大 2.0～3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 12
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.4 最大 2.1
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 未満 最大 1 未満

汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 345 最大 364
----------------------------	------------------

4 汚水等の処理施設に関する事項

汚水処理施設Ⅳ

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後約1ヶ月後		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	化学処理		
処 理 施 設 の 構 造	鋼材及び塩化ビニール等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 122.4メートル 横 12メートル 高さ 8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり3,500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	還元法+中和法+イオン交換法		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 4.0～12.0 最大 3.0～13.0	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 12	通常 4.7 最大 7.1
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 未満 最大 5 未満	通常 5 未満 最大 5 未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.4 最大 2.0	通常 5.1 最大 7.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 0.8	通常 0.5 最大 0.8
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 1,219 最大 1,292	通常 1,219 最大 1,292

備考 当汚水処理施設から排出される排出水のうち、1日あたり1,035立方メートル（通常）/1,092立方メートル（最大）について再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 3.75 最大 7.0
	浮遊物質（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 5 未満 最大 10 未満
	窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 5.35 最大 7.2
	りん含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 0.35 最大 0.63
汚水等の 1 日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 834 最大 933

備考 この他に、雨水排水口が 1 箇所ある。

○愛媛県告示第 429 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第 8 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町 1 番 1 号
代表取締役社長 渡邊光廣
- 事業場の名称及び所在地
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町 1 番 1 号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第 188 号）別表第 1 第65号及び第66号
- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法及び排水水の汚染状態及び量の変更
- 汚水等の処理施設に関する事項
汚水処理施設Ⅲ

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 6.3 最大 9.5	通常 4.5 最大 6.8	通常 7.1 最大 9.9	通常 4.7 最大 7.1
	窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 2.1 最大 3.0	通常 8 最大 11	通常 1.8 最大 2.6	通常 6.8 最大 9.4

汚水等の 1 日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 2,270 最大 2,498	通常 2,270 最大 2,498	通常 1,751 最大 1,896	通常 1,751 最大 1,896
------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の 1 日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 3.65 最大 6.8	通常 3.75 最大 7.0
	窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	通常 6.5 最大 8.7	通常 5.35 最大 7.2
汚水等の 1 日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 861 最大 964	通常 834 最大 933

○愛媛県告示第 430 号

民生委員の定数（平成16年11月愛媛県告示第2329号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表を次のように改める。

市 町 名	定数(人)
今 治 市	413
宇 和 島 市	176
八 幡 浜 市	104
新 居 浜 市	294
西 条 市	297
大 洲 市	163
伊 予 市	63
四 国 中 央 市	223
西 予 市	164
東 温 市	63
上 島 町	29
久 万 高 原 町	67
松 前 町	61
砥 部 町	47
中 山 町	18
双 海 町	21
内 子 町	76
保 内 町	32
伊 方 町	27
瀬 戸 町	17
三 崎 町	21
吉 田 町	38

三 間 町	26
松 野 町	20
津 島 町	43
鬼 北 町	49
愛 南 町	93

○愛媛県告示第 431 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市大生院土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 2 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	櫛 部 敏 春	新居浜市大生院1920
〃	神 野 正 男	新居浜市大生院529
〃	野 口 敞 司	新居浜市大生院1216
〃	野 口 明 幸	新居浜市大生院2010
〃	野 口 和 也	新居浜市大生院1061
〃	渡 辺 繁 教	新居浜市大生院1148
〃	野 口 敦	新居浜市大生院1099－ 3
〃	一 色 虎 雄	新居浜市大生院357－ 1
〃	高 橋 悦 夫	新居浜市大生院1313
〃	加 藤 勝 彦	新居浜市大生院473
〃	畝 川 米太郎	新居浜市大生院725－ 5
監 事	村 上 嘉 一	新居浜市萩生1304－ 1
〃	野 口 武 夫	新居浜市大生院1496－ 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 悦 夫	新居浜市大生院1313
〃	一 色 虎 雄	新居浜市大生院357－ 1
〃	櫛 部 敏 春	新居浜市大生院1920
〃	野 口 明 幸	新居浜市大生院2010
〃	小 野 昌 弘	新居浜市大生院1123
〃	小 野 新 吉	新居浜市大生院1134
〃	野 口 敦	新居浜市大生院1099－ 3
〃	野 口 敞 司	新居浜市大生院1216
〃	神 野 正 男	新居浜市大生院529
〃	加 藤 勝 彦	新居浜市大生院473
〃	畝 川 米太郎	新居浜市大生院725－ 5
監 事	野 口 武 夫	新居浜市大生院1496－ 2
〃	村 上 嘉 一	新居浜市萩生1304－ 1

○愛媛県告示第 432 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、越智郡菊間町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 2 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 隆 彦	越智郡菊間町浜110番地
〃	二 神 正 人	越智郡菊間町河之内36番地
〃	松 浦 逸 雄	越智郡菊間町中川1047番地
〃	原 繁 樹	越智郡菊間町川上285番地
〃	菅 孝 友	越智郡菊間町松尾789番地
〃	津 吉 利 幸	越智郡菊間町高田441番地
〃	太 田 政 弘	越智郡菊間町池原815番地
〃	石 山 義 紀	越智郡菊間町西山1426番地
〃	森 田 文 明	越智郡菊間町長坂147番地
〃	本 宮 正 夫	越智郡菊間町浜2214番地
〃	越 智 孝 幸	越智郡菊間町田之尻668番地
〃	白 石 信 行	越智郡菊間町種955番地
〃	山 崎 純 和	越智郡菊間町佐方1119番地
監 事	日 高 武 男	越智郡菊間町中川361番地
〃	吉 井 豊	越智郡菊間町浜762番地
〃	柚 山 時 男	越智郡菊間町種4610番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 隆 彦	越智郡菊間町浜110番地
〃	二 神 正 人	越智郡菊間町河之内36番地
〃	松 浦 義 文	越智郡菊間町中川976番地
〃	原 繁 樹	越智郡菊間町川上285番地
〃	菅 孝 友	越智郡菊間町松尾789番地
〃	渡 部 由 亀	越智郡菊間町高田87番地
〃	西 原 光 雄	越智郡菊間町池原1147番地
〃	石 山 義 紀	越智郡菊間町西山1426番地
〃	森 田 文 明	越智郡菊間町長坂147番地
〃	本 宮 正 夫	越智郡菊間町浜2214番地
〃	吉 井 静 雄	越智郡菊間町田之尻659番地
〃	本 宮 司	越智郡菊間町種2363番地
〃	山 崎 純 和	越智郡菊間町佐方1119番地
監 事	松 浦 逸 雄	越智郡菊間町中川1047番地
〃	吉 井 豊	越智郡菊間町浜762番地
〃	渡 部 嘉 文	越智郡菊間町佐方1813番地

○愛媛県告示第 433 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、瀬戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 2 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 丈 治	西宇和郡瀬戸町三机乙634番地
〃	濱 家 光 義	西宇和郡瀬戸町三机乙450番地
〃	石 本 末 吉	西宇和郡瀬戸町三机乙4130番地 2

〃	安 田 大	西宇和郡瀬戸町足成520番地
〃	清 水 米 満	西宇和郡瀬戸町塩成331番地
〃	佐々木 初 久	西宇和郡瀬戸町大江153番地
〃	水 野 彰	西宇和郡瀬戸町志津650番地
〃	菊 池 正	西宇和郡瀬戸町小島甲1358番地
〃	川 本 壽 一	西宇和郡瀬戸町川之浜1099番地
〃	久 世 隆 博	西宇和郡瀬戸町田部2156番地
〃	大 内 幸 重	西宇和郡瀬戸町神崎541番地
〃	阿 部 道 忠	西宇和郡瀬戸町大久1282番地
〃	井 上 善 一	西宇和郡瀬戸町大江55番地
監 事	宮 下 寛	西宇和郡瀬戸町三机乙2741番地
〃	阿 部 吉 清	西宇和郡瀬戸町川之浜1815番地
〃	山 本 吉 昭	西宇和郡瀬戸町大久1321番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 澤 周 作	西宇和郡瀬戸町三机乙1125番地
〃	濱 家 光 義	西宇和郡瀬戸町三机乙450番地
〃	石 本 末 吉	西宇和郡瀬戸町三机乙4130番地 2
〃	安 田 大	西宇和郡瀬戸町足成520番地
〃	清 水 米 満	西宇和郡瀬戸町塩成331番地
〃	佐々木 初 久	西宇和郡瀬戸町大江153番地
〃	水 野 彰	西宇和郡瀬戸町志津650番地
〃	菊 池 正	西宇和郡瀬戸町小島甲1358番地
〃	木 下 秀 雄	西宇和郡瀬戸町川之浜1172番地
〃	久 世 隆 博	西宇和郡瀬戸町田部2156番地
〃	佐々木 忠 雄	西宇和郡瀬戸町神崎586番地
〃	阿 部 道 忠	西宇和郡瀬戸町大久1282番地
〃	井 上 善 一	西宇和郡瀬戸町大江55番地
監 事	松 本 丈 治	西宇和郡瀬戸町三机乙634番地
〃	菅 原 敏 之	西宇和郡瀬戸町川之浜1182番地
〃	中 村 米 男	西宇和郡瀬戸町大久1485番地

○愛媛県告示第 434 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が退

○愛媛県告示第 436 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(特－14)第2429号	平成14年 12月 9 日	三協建設(有)	藤田 精司	越智郡大三島町口総13 53－ 2	平成17年 1月11日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止
(般・特－14) 第1062号	平成14年 7月 9 日	加栄建設(株)	樽井 功	松山市土橋町17－ 2	平成17年 1月12日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般－12)第7277号	平成12年 9月 4 日	大野土木	大野 敏雄	四国中央市土居町土居 14－ 1	平成17年 1月18日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(特－12)第10336号	平成13年 2月15日	(株)共同建設工業	佐々木日出文	松山市勝岡町221	平成17年 1月18日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)

任した旨の届出があった。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 所 久 幸	松山市西長戸町838

○愛媛県告示第 435 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条及び第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人東予市東予土地改良区連合から次のとおり清算人が退職した旨の届出があった。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏 名	住 所
越 智 市 郎	西条市安用甲745番地 1
越 智 喜代晴	西条市広岡甲410番地
越 智 孟 也	西条市石延114番地
近 藤 勉	西条市上市729番地
柳 瀬 利 治	西条市壬生川453番地 1
寺 町 譲	西条市喜多台189番地 1
秋 川 好 弘	西条市喜多台100番地
森 山 剛	西条市円海寺273番地 1
秋 川 多 功	西条市明理川152番地
野 島 一 雄	西条市高田682番地 1
越 智 勝 茂	西条市国安744番地
藤 岡 夏 兼	西条市新市604番地 2
志 賀 英 穂	西条市高田299番地
平 塚 喜 一	西条市周布1351番地
横 江 政 雄	西条市周布1553番地
二 神 健 訓	西条市周布458番地 1
森 田 武 功	西条市吉田584番地

(般－14)第13861号	平成14年 10月22日	松原綜合開発(株)	松原 洋	松山市高砂町 3－145 － 1	平成17年 1 月19日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般－11)第2962号	平成12年 3 月15日	黒田建設	黒田 福德	西予市野村町白髭 3－ 623	平成17年 1 月26日	建築工事業	建設業の廃止
(般－11)第5078号	平成12年 3 月 4 日	寿タイル	梶山 孟三	松山市居相町191－ 4	平成17年 1 月26日	タイル・れんが・ブロッ ク工事業	建設業の廃止
(般－14)第13761号	平成14年 7 月 3 日	(有)土井電気商会	土井 英信	今治市常盤町 8－ 3－ 24	平成17年 1 月27日	電気工事業	建設業の廃止
(般－12)第14653号	平成12年 11月14日	四国タナベ(株)	川野 雅史	東温市南方1820－ 1	平成17年 1 月27日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般－13)第6539号	平成13年 12月16日	石川組	石川 保	四国中央市妻島町2669 － 1	平成17年 1 月28日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般－14)第15131号	平成14年 9 月17日	(有)石山環境設備	石山 光宏	松山市立花 6－ 1－39	平成17年 1 月28日	管工事業	建設業の廃止
(般－14)第2426号	平成14年 12月 9 日	(株)児玉組	児玉 和雄	今治市東門町 2－ 7－ 2	平成17年 1 月31日	土木工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般－11)第2835号	平成12年 2 月22日	丹生谷建設	丹生谷伊積	松山市西石井 4－11－ 14	平成17年 1 月31日	建築工事業	建設業の廃止
(般－15)第9015号	平成15年 9 月18日	(有)重松興産	重松 良三	今治市吉海町名1484	平成17年 2 月 3 日	土木工事業 石工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 437 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第 3 条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年 2 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
支流 日土川	右岸 西宇和郡保内町大字喜木 2 番耕地588番 3 及び588番 4 の地先から同町大字喜木 2 番 耕地583番地先まで 左岸 西宇和郡保内町大字喜木 2 番耕地586番 1 地先から同町大字喜木 2 番耕地586番 3 地 先まで

○愛媛県告示第 438 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治地方局建設部及び今治市役所において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成17年 2 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
今治市別宮町一丁目 4 番地 1
今治市

代表者 今治市長職務執行者 繁信順一
今治市東門町六丁目 2 番12号

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
(1) 埋立区域

ア 位置

今治市宮窪町宮窪1293番 8 の地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から22点までを順次直線で結んだ線並びに 22点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C. D. L. ＋3.84メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪1414番 4 地先の東防波堤上に設置された金属鎮）は、北緯34度10分16秒、東経 1 33度05分00秒の地点

1 点は、基点から真北 108 度36分08秒419.10メートルの地点

2 点は、1 点から真北 354 度20分02秒 94.92 メートルの地点

3 点は、2 点から真北84度20分02秒1.00メートルの地点

4 点は、3 点から真北 354 度20分02秒3.40メートルの地点

5 点は、4 点から真北 264 度20分02秒1.00メートルの地点

6 点は、5 点から真北 354 度20分02秒 36.60 メートルの地点

7 点は、6 点から真北84度20分02秒1.00メートルの地点

8 点は、7 点から真北 354 度20分02秒3.40メートルの地点
 9 点は、8 点から真北 264 度20分02秒1.00メートルの地点
 10点は、9 点から真北 354 度20分02秒 36.60 メートルの地点
 11点は、10点から真北84度20分02秒1.00メートルの地点
 12点は、11点から真北 354 度20分02秒3.40メートルの地点
 13点は、12点から真北 264 度20分02秒1.00メートルの地点
 14点は、13点から真北 354 度20分02秒 36.60 メートルの地点
 15点は、14点から真北84度20分02秒1.00メートルの地点
 16点は、15点から真北 354 度20分02秒3.40メートルの地点
 17点は、16点から真北 264 度20分02秒1.00メートルの地点
 18点は、17点から真北 354 度20分02秒 10.70 メートルの地点
 19点は、18点から真北84度20分02秒 44.70 メートルの地点
 20点は、19点から真北 174 度20分02秒218.50メートルの地点
 21点は、20点から真北84度20分02秒5.30メートルの地点
 22点は、21点から真北 174 度20分02秒6.04メートルの地点

ウ 面積

10,208.98平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市宮窪町宮窪1293番 2 から同7872番までの地先
 公有水面及び陸域

イ 区域

次の A 点から H 点までを順次直線で結んだ線及び H 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市宮窪町宮窪1414番 4 地先の東防波堤上に設置された金属鈑）は、北緯34度10分16秒、東経 133度05分00秒の地点

A 点は、基点から真北 113 度42分37秒354.70メートルの地点

B 点は、A 点から真北 345 度26分41秒199.52メートルの地点

C 点は、B 点から真北 354 度20分02秒172.28メートルの地点

D 点は、C 点から真北84度20分02秒252.39メートルの地点

E 点は、D 点から真北 174 度20分02秒172.28メートルの地点

F 点は、E 点から真北 197 度18分28秒154.59メートルの地点

G 点は、F 点から真北 196 度41分12秒 54.18 メートルの地点

H 点は、G 点から真北 256 度56分17秒 55.88 メートルの地点

ウ 面積

82,026.44平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 9,330平方メートル

護岸用地 約 880平方メートル

4 出願年月日

平成17年 2月18日

○愛媛県告示第 439 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	西条市周布1782番 1 地先から 同市丹原町願連寺222番 1 地先まで	平成17年 2月25日

○愛媛県告示第 440 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市氷見字太兵衛新田350番3から 同市禎瑞字八幡式番1509番1まで	旧	メートル 4.5～31.0	キロメートル 0.638	
			新	4.5～31.0 4.5～40.0	0.638 0.662	

○愛媛県告示第 441 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	松山市南梅本町甲871番1から 同町甲870番2まで	旧	メートル 6.0～11.0	キロメートル 0.042	
			新	11.0	0.042	

○愛媛県告示第 442 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	和気衣山線	松山市久万ノ台531番7地先から 同市久万ノ台560番4地先まで	旧	メートル 12.0～32.0	キロメートル 0.080	
			新	11.2～15.8	0.080	

○愛媛県告示第 443 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	和気衣山線	松山市久万ノ台531番7地先から 同市久万ノ台560番4地先まで	平成17年 2月25日

○愛媛県告示第 444 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	辰巳伊予和気停車場線	松山市和気町一丁目85番10から 同町一丁目125番7まで	旧	メートル 6.3～10.0	キロメートル 0.072	
			新	12.2～28.8	0.072	

○愛媛県告示第 445 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	辰巳伊予和気停車場線	松山市和気町一丁目85番10から 同町一丁目125番 7 まで	平成17年 2月25日

○愛媛県告示第 446 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷地の 幅員	延長	備考
県道	砥部伊予松山線	伊予市上三谷字春戸口甲3946番 2 地先から 同字甲3873番 1 地先まで	旧	メートル 4.9～ 6.0	キロメートル 0.086	
			新	5.8～12.2	0.086	

○愛媛県告示第 447 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	無月宇和島線	宇和島市三浦東675番10地先から 同市三浦東668番 1 地先まで	平成17年 2月25日

○愛媛県告示第 448 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 都市計画の種類及び名称
今治広域都市計画臨港地区 今治臨港地区
- 都市計画を変更する土地の区域
(1) 追加する部分 今治市富田新港 1 丁目の全域並びに北

(2) 削除する部分

浜町、美保町 1 丁目、美保町 2 丁目、
美保町 3 丁目、片原町 1 丁目、片原町
2 丁目、片原町 4 丁目、恵美須町 3 丁
目、天保山町 1 丁目、天保山町 3 丁
目、天保山町 4 丁目、天保山町 5 丁目、
東鳥生町 1 丁目、東鳥生町 5 丁目及び
富田新港 2 丁目の各一部
今治市大新田町 1 丁目、今治市大新田
町 3 丁目、東門町 6 丁目及び天保山町
5 丁目の各一部

○愛媛県告示第 449 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16西局建(開)第19号 平成17年2月14日	西条市玉津字五反地472番の1、472番4、472番5及び473番2並び に同市玉津字六反地493番の1、493番の1地先農道及び493番の1 地先水路	西条市神拝甲511番地109 有限会社 富士開発 代表取締役 井 下 富士男 西条市大町1707番地 大屋不動産株式会社 代表取締役 伊 藤 洋八郎
16松局伊土検(開)第50号 平成17年2月14日	伊予郡砥部町上原町148番4	松山市久万ノ台乙251番地13 新日本ハウス株式会社 代表取締役 上 甲 修 三

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び
配送

(2) 調達物品名及び数量

愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び
配送(毎月 564,000部、12回発行) 一式

(3) 調達物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結の日から平成18年3月31日まで

(5) 納入場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当
該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を
切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので
、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で
あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金
額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ
と。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「印刷・製本類」について
平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する
資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するも
の

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の
4の規定に該当しない者であること。
- (2) 仕様書に定める納入期日に確実に納入できる体制が整
備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にな
い者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の
交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2156

(2) 入札書の受領期限

平成17年4月7日(木)午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成17年4月7日(木)午後2時

愛媛県総務部管理局総務管理課入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135
条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入
札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明
する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな
ければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められ
た場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入
札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入
札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した
入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づ
いて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をも
って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) **Nature and quantity of the service to be rendered:**
Printing related to 564,000×12 copies of Ehime
Prefecture's newsletter "Sawayaka Ehime"
- (2) **Time limit of tender:** 2:00 p.m., 7 April, 2005
- (3) **For further information, please contact:** Supplies
Procurement Section, General Administration Division,

**General Affairs Department, Ehime Prefectural
Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime
790-8570 Japan
TEL 089-912-2156**

--	--